

京都市告示第359号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年12月27日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
羽東師経165号線	伏見区羽東師志水町32番地の4地先から同町33番地の22地先まで	メートル 47.90	メートル 6.00 ~ 11.60
羽東師緯141号線	伏見区羽東師志水町41番地地先から同町33番地の5地先まで	114.60	6.00 ~ 9.05
羽東師緯142号線	伏見区羽東師志水町30番地の4地先から同町33番地の1地先まで	142.50	6.00 ~ 12.00

(建設局土木管理部道路明示課)